

住宅の整備を計画しているみなさまへ

本市では、平成28年4月1日に、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画（以下、本計画）」を公表しました。

本計画は、人口減少・超高齢社会の進展が見込まれる中でも、現在の暮らしやすさや都市の活力を、将来にわたって維持することを目的としており、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市の実現に向けて取り組むものです。

本計画の公表に伴い、住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域^{※1}外では都市再生特別措置法に基づき届出が義務付けられ、以下に該当する建築・開発行為は、市への届出が必要となります。（※1裏面参照）

I 対象となる区域・行為

【対象となる区域】 居住誘導区域^{※1}外の区域

【対象となる行為】 ■開発行為

○3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

○1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

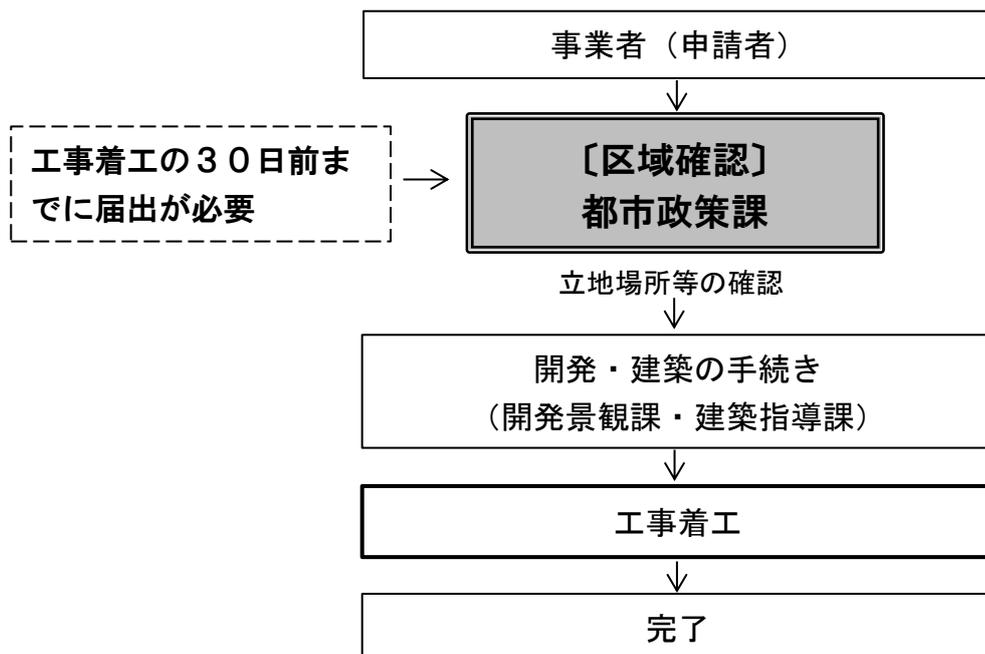
■開発行為以外

○3戸以上の住宅を新築する場合

○建築物を改築、又は用途変更して3戸以上の共同住宅等とする場合

【届出の期日】 工事着手の30日前までに届出

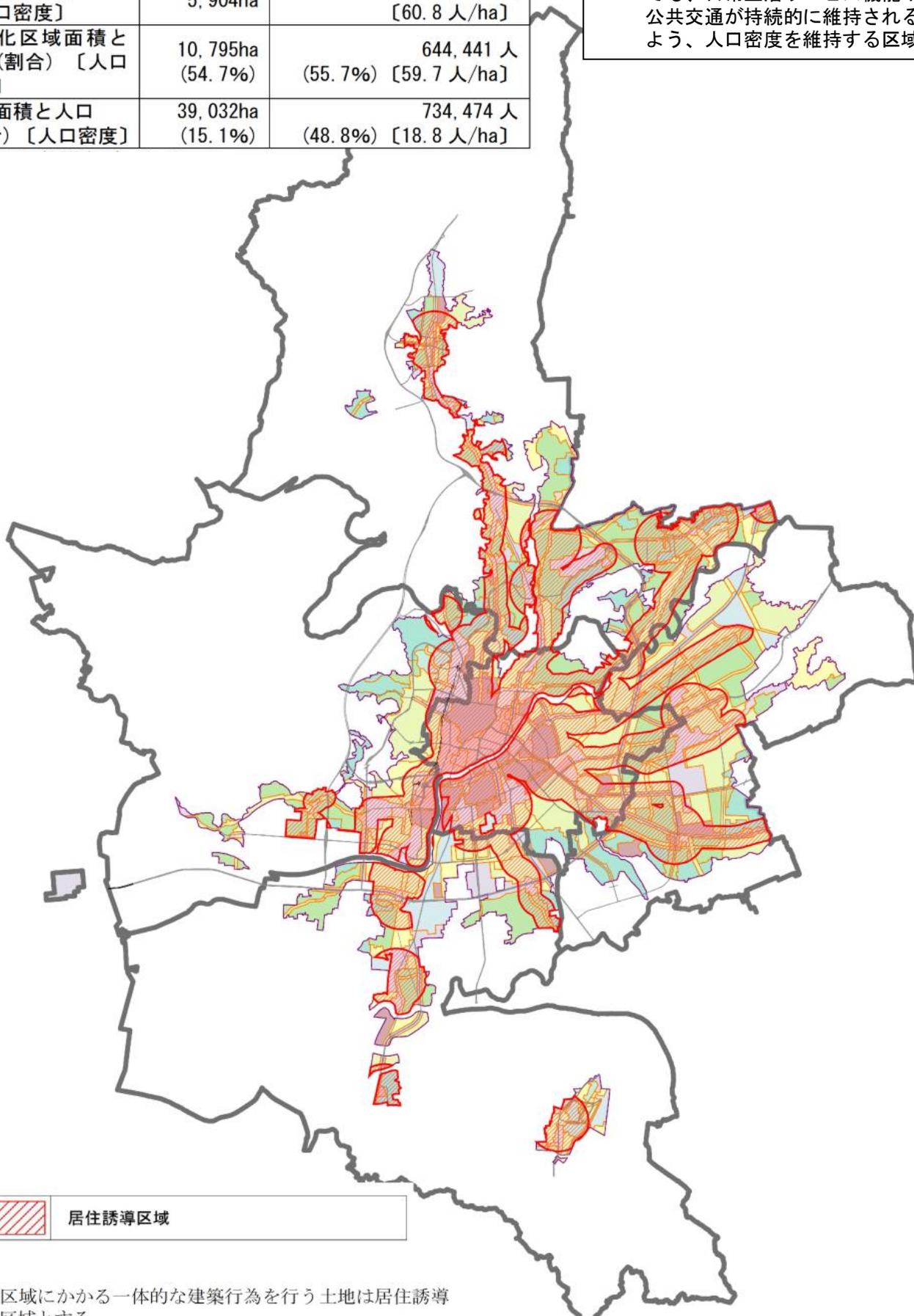
II 手続きの流れ



居住誘導区域

	面積	人口
居住誘導区域 〔人口密度〕	5,904ha	358,767人 〔60.8人/ha〕
市街化区域面積と 人口(割合)〔人口 密度〕	10,795ha (54.7%)	644,441人 (55.7%)〔59.7人/ha〕
市域面積と人口 (割合)〔人口密度〕	39,032ha (15.1%)	734,474人 (48.8%)〔18.8人/ha〕

※1 居住誘導区域：人口減少下においても、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、人口密度を維持する区域



 居住誘導区域

※区域にかかる一体的な建築行為を行う土地は居住誘導区域とする
 ※災害リスクが高い地域を除く



この図面は、概ねの位置・区域を示すものです。
 区域の詳細は、都市政策課でご確認ください。